

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月4日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第1号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第<u>6項</u>の規定により、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第<u>5項</u>の規定により、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。